

水道料金表

料金は、次の表により算定した基本料金と超過料金の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

種別	用途	基本料金 (1月につき)		超過料金 (1月1立方メートルにつき)	
		水量	料金	水量	料金
専用給水装置	家事用	8立方メートルまで	1,600 円	9から 20 立方メートルまで	220 円
				21 から 35 立方メートルまで	280 円
				36 から 50 立方メートルまで	310 円
				51 立方メートル以上	330 円
	団体用 営業用	10 立方メートルまで	2,700 円	11 から 30 立方メートルまで	320 円
				31 から 50 立方メートルまで	350 円
				51 から 100 立方メートルまで	380 円
				101 立方メートル以上	400 円
	浴場 営業用	100 立方メートルまで	21,000 円	101 立方メートル以上	120 円
	臨時用	1 立方メートルにつき	520 円		
	その他用	10 立方メートルまで	2,700 円	11 から 30 立方メートルまで	320 円
				31 から 50 立方メートルまで	350 円
				51 から 100 立方メートルまで	380 円
				101 立方メートル以上	400 円
私設	消火栓 演習用	1 基 1 回 10 分間ごと	2,700 円		
連合専用	給水装置 連合専用	全戸数が家庭用の場合は、使用水量各戸が平均に使用したものとみなし、家事用で算定する。ただし、雑居ビル等は家事用の戸数で除し、1戸平均が 25 立方メートルまで使用した場合は家事用で、25 立方メートルを超える水量については営業用で徴収する。なお、空き家が生じても戸数とみなす。			

ア 家事用とは、専ら家庭用水として日常生活の用途に水道を使用する場合をいう。

イ 営業用とは、営業又は営業に付随する用途に水道を使用する場合をいう。

ウ 団体用とは、官公署、学校、公共団体及びこれらに準ずる用途に水道を使用する場合をいう。

エ 浴場営業用とは、一般公衆浴場営業の用途に水道を使用する場合をいう。

オ 臨時用とは、工事、興行、売店等短期間臨時用に水道を使用する場合をいう。

カ その他用とは、家事用、営業用、団体用、浴場営業用又は臨時用以外の用途に水道を使用する場合をいう。

キ 連合専用とは、共同住宅等、2戸（世帯）以上で市が設置した量水器のみで計量、集金する場合で、連合専用給水装置の届出を行った場合をいう。

※ この料金表は、令和7年6月分料金から適用されます。

下水道使用料 料金表

使用料の額は、毎使用月（その始期及び終期は、規程で定める。）において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表により算定した基本使用料と超過使用料の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。この場合において、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

基本使用料	超過使用料（1 立方メートルにつき）	
	汚水量	金額
300 円	1 立方メートルから 20 立方メートルまで	60 円
	21 立方メートルから 30 立方メートルまで	100 円
	31 立方メートルから 50 立方メートルまで	145 円
	51 立方メートル以上	160 円

※ この料金表は、令和 6 年 4 月分料金から適用されます。

[料金等に関するお問い合わせ](#)

豊見城市上下水道料金窓口

TEL 098-850-0026